

介護保険の基盤整備

概 要

基盤整備

1. 介護サービス基盤の整備を計画的に進めるため、国が策定する基本指針に基づき、市町村、都道府県がそれぞれ市町村介護保険事業計画、都道府県介護保険事業支援計画を策定する。
2. 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
3. 国は、市町村が行う介護サービス基盤の整備等を支援するため、地域介護・福祉空間整備等交付金の支給等の支援を行う。

詳細資料

地域介護・福祉空間整備等交付金

1. 趣旨

国民が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、市町村が地域の実情にあわせて裁量や自主性を生かしながら介護サービス基盤等を整備することを支援する交付金

2. 事業内容

(1) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

地域密着型サービスなど、市町村内の日常生活圏域で利用される小規模なサービス拠点を面的に整備するための交付金

(2) 地域介護・福祉空間整備推進交付金

地域密着型サービス等の導入に必要な設備やシステムの整備、高齢者と障害者・子どもとの共生型サービスの推進に必要な経費に対する交付金

(3) 先進的事業支援特例交付金

介護療養型医療施設等転換整備計画に基づく施設の整備、既存の特別養護老人ホームの個室・ユニット化のための改修、緊急ショートステイ居室整備等のための交付金

3. 実施主体 指定都市、中核市、市町村（特別区を含む。）

4. 補助率 定額

5. 平成20年度予算額 445億円